

(案)

平成19年12月 日

独立行政法人の事務・事業の見直し結果(第二次)

— 政策評価・独立行政法人評価委員会による指摘事項 —

「平成19年度に見直しの結論を得ることとされた独立行政法人の
主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(第二次)について」

独立行政法人制度では、独立行政法人通則法に基づき、各主務大臣が法人ごとに定める3～5年の中期目標の期間が終了する際、組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:大橋洋治・全日本空輸(株)取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、主務大臣が見直しを検討するに当たり、各法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、主務大臣に通知します。

今回は、本年度見直し対象35法人のうち、12法人について指摘(事項数は約110)を行うものです(注:23法人については、平成19年12月11日に指摘済み)。

見直し結果のポイント

1. 事務・事業の廃止、重点化等

【内閣府】

- 国民生活センター
 - ・ 警戒すべき情報の早期発見や迅速な提供など情報分析業務の在り方の抜本的な見直し
 - ・ 業務全般における関係者間の連携の強化
 - ・ 消費者問題に取り組む中心的な存在となるよう、業務全般の在り方について平成19年度末までに検討

【財務省】

- 造幣局
 - ・ 一般向け商品である金・銀盃等の製造業務の廃止
- 国立印刷局
 - ・ 情報製品事業(自動車保管場所標章など民間においても十分対応できると認められる製品の印刷)、小田原健康管理センター業務の廃止

【文部科学省】

- 日本スポーツ振興センター
 - ・ 繰越欠損金をできる限り早期に解消、21年度末を目途に事業の実施体制の在り方も含めた見直しの検討・結論
 - ・ 学校安全普及業務等の災害共済給付業務に関連するものへの重点化

【厚生労働省】

- 労働者健康福祉機構
 - ・ 2年程度を目途に、個々の病院ごとの役割や経営状況等を検証し、国立病院との診療連携の構築。中期目標期間終了時までに病院配置の再編成を含む総合的な検討
 - ・ 海外勤務健康管理センター等業務の廃止
 - ・ 産業保健推進センター業務の集約化及び効率化

【厚生労働省(つづき)】

- 国立病院機構
 - ・ 2年程度を目途に、個々の病院ごとの役割や経営状況等を検証し、労災病院との診療連携の構築。中期目標期間終了時までに病院配置の再編成を含む総合的な検討

【経済産業省】

- 日本貿易保険
 - ・ 関連公益法人との随意契約の見直し

【国土交通省】

- 国際観光振興機構
 - ・ ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)推進体制の一元化
 - ・ 活動成果に係るアウトカム指標の設定に向けた取組
 - ・ 海外宣伝事業への重点化とそれに応じた組織体制の整備、国内事業の効率的実施
- 空港周辺整備機構
 - ・ 代替地造成事業の廃止
 - ・ 民家防音事業について、空調機工事単価の見直し等による事業費の縮減
- 都市再生機構
 - ・ 都市再生事業について、事業手法選択の妥当性等を検証するための基準の策定及び同基準への適合の検証、検証結果の外部有識者による評価及び評価結果の公表
 - ・ 市街地再開発事業の施行等に伴う賃貸住宅の新規供給は、原則、行わない
 - ・ 関連会社等との随意契約について、原則、すべて競争性のある契約方式に移行

など

2. 法人形態等の見直し

- 条件付き廃止
 - ・ 日本万国博覧会記念機構(財務省)
- 民営化(指定法人化)
 - ・ 海上災害防止センター(国土交通省)
- 特殊会社化(全額政府出資)
 - ・ 日本貿易保険(経済産業省)
- 統合
 - ・ 労働者健康福祉機構(厚生労働省)
(労働安全衛生総合研究所との統合)
- 非公務員化
 - ・ 国立病院機構(厚生労働省)(平成20年度に検証)

3. 組織面の見直し

<人員の削減>

- 造幣局(財務省)
 - ・ 平成18年度からの5年間で総人員数を10%以上削減
- 国立印刷局(財務省)
 - ・ 平成18年度からの5年間で総人員数を10%以上削減

<出先機関の見直し>

- 国立印刷局(財務省)
 - ・ 出張所等の集約・統合

<関連公益法人等の組織形態の見直し>

- 都市再生機構(国土交通省)
 - ・ 関連公益法人((財)住宅管理協会)の組織形態の見直しによる透明性の確保

など

4. 保有資産の見直し

<未利用地の見直し>

- 国立印刷局(財務省)
 - ・ 大手町敷地の適正な処分

<保養所、職員宿舎等の見直し>

- 造幣局(財務省)
 - ・ 保養所の廃止、職員宿舎の廃止・集約
- 国立印刷局(財務省)
 - ・ 保養所の廃止、職員宿舎の廃止・集約
- 日本スポーツ振興センター(文部科学省)
 - ・ 習志野及び所沢の各職員宿舎の売却の検討
- 労働者健康福祉機構(厚生労働省)
 - ・ 労災保険会館、宿泊施設の廃止

<財政再建に資する国庫への貢献>

- 造幣局(財務省)
- 国立印刷局(財務省)

など

5. その他指摘事項

1～4までの指摘のほか、以下の事項を共通的に指摘

- 効率化目標の設定
- 給与水準の適正化等
- 随意契約の見直し

法人別の主な指摘事項

主務府省	法人名	主な指摘事項	頁
内閣府	国民生活センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 警戒すべき情報の早期発見や迅速な提供を行えるようにするなど、情報分析業務の在り方の抜本的な見直し ● 裁判外紛争解決制度の整備に当たり、地方公共団体との役割分担等を十分に検討し、所要の結論を得る ● 商品テスト業務の企画立案業務への重点化 ● 研修業務について、地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化 ● 関係者間で情報を共有し、適切な役割分担の下で情報及び組織のネットワークを確立 ● 消費者問題に取り組む中心的な存在となるよう、業務全般の在り方について平成19年度末までに検討 ● 東京事務所について、実施する業務を精査しつつ、移転を含めた検討 	3
財務省	造幣局	<ul style="list-style-type: none"> ● 貨幣製造業務等について、法人の経営上の判断等に必要な指標の設定 ● 一般向け商品である金・銀盃等の製造業務の廃止 ● 品位証明業務等に関するアクションプログラムの実施による収支相償の実現 ● 平成18年度からの5年間で総人員数を10%以上削減 ● 次期中期目標期間中に保養所の廃止、職員宿舎の廃止・集約 ● 保有資産の見直し等による財政再建に資する国庫への貢献 	9
	国立印刷局	<ul style="list-style-type: none"> ● セキュリティ製品事業及び情報製品事業について、法人の経営上の判断等に必要な指標の設定 ● 情報製品事業(自動車保管場所標章など民間においても十分対応できると認められる製品の印刷)からの撤退 ● 東京病院の移譲、小田原健康管理センターの廃止 ● 平成18年度からの5年間で総人員数を10%以上削減 ● 出張所等の集約・統合 ● 大手町敷地の適正な処分 ● 次期中期目標期間中に保養所の廃止、職員宿舎の廃止・集約 ● 保有資産の見直し等による財政再建に資する国庫への貢献 	14

主務府省	法人名	主な指摘事項	頁
財務省 (つづき)	日本万国博覧会記念機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織の在り方について大阪府とともに検討し、納得が得られれば、平成22年度までに独立行政法人としては廃止 ● 公園内の施設の管理方法、委託契約の内容等について、安全に配慮する観点からの見直し ● 基金事業を公園・環境に係る事業等への助成に重点化。公園事業への繰入れの増加 	20
文部科学省	日本スポーツ振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ振興投票事業について、売上向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努力。その上で、くじの売上状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目途に、事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討・結論。なお、その間にあっても、くじの売上低迷により、繰越欠損金が増加し、債務返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことがないよう、原点に立ち返った抜本的な見直し ● 災害共済給付業務に関するオンライン化の進捗状況を踏まえた更なる合理化、支所の業務等の在り方の検討 ● 学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務の一本化、災害共済給付業務に関連するものへの重点化 ● 国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについて、命名権の導入、施設利用料の見直し等による自己収入の増加 ● 習志野及び所沢の各職員宿舎について平成20年度の売却を検討 	25
厚生労働省	労働者健康福祉機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の労災病院ごとに、次期中期目標期間の開始後2年程度を目途に、政策医療と地域医療事情及び経営状況等を総合的に検証し、結果の公表、必要な措置を実施。近隣に労災病院、国立病院等がある場合は、診療連携等の検討。次期中期目標期間終了時までには、病院配置の再編成を含む総合的な検討 ● 海外勤務健康管理センター等業務の廃止 ● 産業保健推進センター業務の集約化及び効率化 ● 労働安全衛生総合研究所との統合 	31
	国立病院機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の病院ごとに、次期中期目標期間の開始後2年程度を目途に、政策医療と地域医療事情及び経営状況等を総合的に検証し、結果の公表、必要な措置を実施。近隣に国立病院、労災病院等がある場合は、診療連携等の検討。次期中期目標期間終了時までには、病院配置の再編成を含む総合的な検討 ● 非公務員化(平成20年度に検証) 	37

主務府省	法人名	主な指摘事項	頁
経済産業省	日本貿易保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 特殊会社化(全額政府出資) ● 関連公益法人との随意契約の見直し 	43
国土交通省	国際観光振興機構	<ul style="list-style-type: none"> ● ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)推進体制の一元化 ● 外国人旅行者の増加への貢献を始めとする機構の活動成果が明確となるアウトカム指標の設定に向けた取組 ● 海外宣伝事業への重点化とそれに応じた組織体制の整備、国内事業の効率的実施 ● 日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化 	48
	空港周辺整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 再開発整備事業の実施区域の限定 ● 代替地造成事業を平成21年度に廃止 ● 民家防音事業について、空調機工事単価及び調査項目の見直し、競争入札の導入による事業費の縮減 ● 独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成22年度までに結論を得る 	52
	海上災害防止センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 民営化(指定法人化) 	55
	都市再生機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市再生事業について、事業手法選択の妥当性等を検証するための基準の策定、実施事業の同基準への適合の検証、検証結果の外部有識者による評価の実施及び評価結果の公表 ● 市街地再開発事業の施行等に伴う賃貸住宅の新規供給は、原則、行わない ● 住宅セーフティネット法の趣旨を踏まえた賃貸住宅の供給に重点化、賃貸住宅の再編計画の策定 ● 関連公益法人((財)住宅管理協会)の組織形態の見直しによる透明性の確保 ● 関連会社等との随意契約について、原則、すべて競争性のある契約方式に移行 	57

[本件連絡先]

総務省行政評価局 独立行政法人担当評価監視官室

評価監視官： しろ いわ すぐる
白 岩 俊

評価監視官： し みず まさ ひろ
清 水 正 博

総括評価監視調査官： たか つの たけ し
高 角 健 志

総括評価監視調査官： ひら の まこと
平 野 誠

TEL : 03-5253-5444、5446

FAX : 03-5253-5443

E-mail : t.takatsuno@soumu.go.jp